

生物発光化学発光 会則

(名称)

第1条 本会は、生物発光化学発光研究会と称する。

(目的および事業)

第2条 本会は、発光法（生物発光、化学発光、蛍光など）に関連する基礎及び応用についての自由な討論の場を提供し、情報や意見の交換を通じて発光法の研究及び普及に寄与すると共に会員相互の連携を図り内外関係機関との交流を促進することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 学術講演会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員および組織)

第4条 本会の会員は次の各号に掲げる3種とする。

- (1) 個人会員：本会に個人の資格で参加し、第10条1号に定める会費を納入した者
- (2) 維持会員：本会の目的に賛同し、その事業を援助し、第10条2号に定める会費を納入した法人
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同し、臨時に研究会を援助し、賛助金を納入した者

第5条 本会には、代表および副代表をおき、第14条記載の世話人会においてこれを定める。その任期は本人から辞退の申し出があるまでもしくは第11条2号記載の事案が発生するまでとする。

第6条 代表は本会の発展に寄与した会員、または国際的有識者を世話人会に諮った上で、名誉会員または特別顧問に推挙できる。

第7条 本会の事務局は代表所在地、または代表指定の施設におく。

(入会)

第8条 会員として入会を希望する者は、所定の会員申込書に第10条に定める会費を添えて事務局に提出する。

(会費)

第9条 会費は年会費とし前納制とする。

第10条 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員：年額 2,000 円
 - (2) 維持会員：年額 20,000 円を 1 口として 1 口以上
 - (3) 賛助会員：研究会援助金とし金額は指定しない
 - (4) 名誉会員および特別顧問：なし
2. 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。
(退会)

第 1 1 条 会員は、次の各号に掲げる理由がある場合、その資格を失う。

- (1) 退会届を提出したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 2 年以上会費を滞納したとき
- (会計)

第 1 2 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日とする。

第 1 3 条 代表は、会員に対し会計年度終了後に、会計報告及び事業報告を行わなければならない。
(運営)

第 1 4 条 本会は、世話人会によって運営される。世話人は本会の会員であり、任期は 2 年とし、再任を妨げない。尚、世話人は若干名（会員数の 10-15%）とし、世話人会においてこれを決定する。

2. 本会は会費によって賄われる。
(会則の改廃)

第 1 5 条 本会則の改廃は、世話人会の議決による。

附則

この会則は平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

事務局は次の決定までの間下記におく。

生物発光化学発光研究会 事務局

〒305-8566 茨城県つくば市東 1-1-1 中央第 6-1

独立行政法人 産業技術総合研究所内

TEL: 029-861-9445

FAX: 029-861-9445

E-mail: info@blcl-ja.com

URL: <http://www.blcl-ja.com/>

この会則は、一部改正のうえ令和 5 年 1 2 月 1 日より施行する。